

令和5年度日本大学交換留学生募集要項

(2022年8月9日)

※新型コロナウイルス感染症の影響下における交換留学について

令和5年度の交換留学は、新型コロナウイルス感染症の影響下での留学となることが予想されます。このため、以下の事項について特に明確に認識した上で、交換留学への出願手続きを行って下さい。

① 新型コロナウイルス感染症に係るリスク

(1) 外務省では、世界での新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、各国の感染症危険情報レベルを発出しています。外務省感染症危険情報レベル及びその詳細を外務省海外安全ホームページで必ず確認してください。

(外務省海外安全ホームページ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(外務省感染症危険情報レベルについて)

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

レベル1：十分注意してください。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

(2) 新型コロナウイルス感染症に係るリスクの特徴

交換留学に伴う予見が困難なリスクとしては、戦争、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などが考えられますが、これらと比較すると、新型コロナウイルス感染症に係るリスクには、以下のような特徴が見られます。

- ・現在実際に発生し、進行しつつあり、各国政府及び報道機関等により広く周知されているリスクであること
- ・予防のための方策や治療法・治療薬の開発が進んでいる一方で、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザにかかった場合に比して、致死率が相当高く、生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること。
- ・その影響が世界的であり、かつ、大きいこと(多数の死者、深刻な後遺症の可能性、都市封鎖や国際交通停止の可能性、治安悪化の可能性等)
- ・その影響が、全ての地域及び日常に及んでいること(全ての地域及び日常において、対策が必要となっていること)
- ・その影響の現れ方が一律でないこと(死亡や深刻な後遺症の可能性がある一方で、無症状のまま回復する可能性もあり、通常の生活で問題が生じない場合もあること)
- ・変種の発生等により、ワクチンの接種や治療法の開発にも関わらず、その影響が一層深刻・重大なものとなる可能性もあること
- ・新型コロナウイルス感染症のリスクのとらえ方が国・地域によって異なり、我が国とは異なる基準で対応している場合があること

(3) 新型コロナウイルス感染症のリスクが交換留学に及ぼす影響の例

新型コロナウイルス感染症のリスクが交換留学に及ぼす影響の例としては、以下が挙げられます。なお、以下はあくまで例示であり、新型コロナウイルス感染症の影響はこれらに限定されるものではないことに、特に留意してください。

- ・新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大及びウクライナ情勢を含むその他世界情勢等により、日本大学（以下、本学という）が留学先での安全確保が困難であると判断した場合は、留学のいかなる時点においても（選考試験終了後、留学開始直前等）留学を中止する可能性がある。また、留学開始後に同様の恐れが発生した場合は、留学を中止するとともに、帰国要請及び命令を出し、速やかに帰国させる場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びウクライナ情勢を含むその他世界情勢等により、派遣先大学が交換留学プログラムの中止を決定する場合がある。
- ・派遣先大学が、交換留學生の受入れ、大学構内への立入り、入寮、対面授業への参加等にあたり、新型コロナワクチン接種（指定された新型コロナワクチンを所定の期間内に所定の回数受けていること）又は新型コロナウイルス感染症のPCR 検査の結果が陰性であることの証明書（陰性証明）を条件とする場合がある。また、これらの条件は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、変更される場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、派遣先大学が、休校、授業科目数の縮小及び授業形態の変更（オンライン、対面・オンライン併用等）などを行う場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症とそれに伴う諸般の事情により、派遣先大学及び本学での学修計画の変更を余儀なくされる場合がある。その結果、派遣先大学で履修を予定した科目を履修できない場合、派遣先国・地域入国時に指定場所での待機等の措置が求められ、派遣先大学の学期に開始に間に合わない場合、本学の卒業・修了時期が変更となる場合などがある。
- ・派遣先国が、新型コロナワクチン接種（指定された新型コロナワクチンを所定の期間内に所定の回数受けていること）の証明又は新型コロナウイルス感染症のPCR 検査の結果が陰性であることの証明書（陰性証明）を入国の条件とする場合がある。
- ・派遣先国までの経路における経由国が、新型コロナワクチン接種（指定された新型コロナワクチンを所定の期間内に所定の回数受けていること）の証明又は新型コロナウイルス感染症のPCR 検査の結果が陰性であることの証明書（陰性証明）を経由の条件とする場合がある。
- ・渡航先国・地域、経由国又は派遣先大学が、指定された新型コロナワクチンの追加接種を必須するため、同ワクチンの追加接種が必要となる場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による都市封鎖などにより、帰国できない場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染、感染の疑い及び新型コロナ感染者と濃厚な接触を行った場合等において、指定場所での待機を長期間求められる場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染及び感染の疑いがある場合等において、通常の留学において必要とされるレベルを超える高度の語学能力が必要となる場合（医療従事者に渡航先の言語で詳細に症状を訴え、医療従事者の話を正確に聞き取り、応答することが必要となる場合等）がある。

- ・新型コロナウイルス感染症に感染する場合があります，死亡したり重篤な後遺症が残ることも考えられる。

② 新型コロナウイルス感染症の影響下の交換留学における留意事項

(1) 出願

令和5年度の交換留学は，新型コロナウイルス感染症の影響下の交換留学となると予想されます。このため，交換留学生選考試験への出願に当たっては，希望する派遣先大学の所在国における外務省感染症危険情報レベル及びその詳細を外務省海外安全ホームページで必ず確認し，感染等のリスクや現地の状況を把握するとともに，新型コロナウイルス感染症に係るリスクの特徴や新型コロナウイルス感染症のリスクが交換留学に及ぼす影響を慎重に考慮してください。その上で，学生及び保証人が共に強く渡航を希望する場合のみ，出願してください。

(2) 交換留学生在が把握すべき事項

新型コロナウイルス感染症に対する危機管理として，交換留學生には，以下のことを具体的に把握した上で，必要な行動を主体的に取ることが求められます。

- ・渡航先国・地域に発出されている外務省の感染症危険情報，感染症広域情報，感染症スポット情報，危険情報，広域情報及びスポット情報等
- ・派遣先大学までの交通手段及びその運行状況（渡航先国・地域への定期航空便の運航状況を含む）
- ・渡航先国・地域までの経由国・地域での経由時における水際措置及び経由時に取るべき行動
- ・渡航先国・地域における最新の感染状況
- ・渡航先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動
- ・渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスク着用等）
- ・渡航先国・地域における新型コロナウイルスを起因とする緊急事態宣言等の発出及び外出制限，移動制限，その他の制限等の有無，内容及び留学生の日常生活及び留学への影響
- ・渡航先国・地域で感染の疑いが生じた場合，濃厚接触者として指定された場合，感染した場合に取るべき行動及び相談先
- ・渡航先国・地域における医療提供体制
- ・派遣先大学（学寮を含む）における防疫措置及び学生が取るべき行動
- ・渡航先国・地域における（再）流行に備え，準備すべき事項
- ・渡航先国・地域において（再）流行した際に取るべき行動
- ・帰国時の日本入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動

(3) 新型コロナワクチンの接種

新型コロナワクチンの接種については，学生本人の希望が尊重されます。他方，日本国，渡航先国・地域（トランジットでの経由国・地域を含む）又は派遣先大学が新型コロナワクチン接種を必須条件として求める場合があります。この場合は，指定された新型コロナワクチンを所定の期間内に所定の回数受けていることが渡航の条件となること及び接種を終えた証明書の提出が必要となることについて，特に留意してください。

(4) 留学の中止

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大及びウクライナ情勢を含むその他世界情勢等により、本学が正常な交換留学の実施あるいは留学先での安全確保が困難であると判断した場合は、留学開始前のいかなる時点においても留学を中止する可能性があります。

また、留学開始後に同様の恐れが発生した場合は、留学を中止し、帰国要請及び命令を出し、速やかに帰国させる場合があります。この場合、可能な限り最短の日数で当該要請及び命令に従うことが義務づけられます。

これら留学中止に伴って発生する（した）経費は、全て学生・保証人の自己負担となります。

なお、交換留学生候補者選出後に本プログラムが中止になり、翌年度以降の留学を希望する場合には、再度選考試験の受験が求められます。

1 本学交換留学制度の目的と求める人物像

本学は、大学間協定に基づき、海外の大学と学生を交換し互いの大学で学ぶ機会を提供するとともに、両大学の交流を深め、双方の発展に寄与することを目的として、交換留学制度を実施しています。

本学は、交換留学生が「日本大学教育憲章」、「日本大学の目的及び使命」を体現するフロントランナーであることを求めています。

日本大学教育憲章 http://www.nihon-u.ac.jp/education_strategy/charter/about/

日本大学の目的及び使命 http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/principles/mission/

また、交換留学を通じて自らが得た経験を、今後留学を志す学生たちに伝えることで、この制度の更なる発展に貢献することを期待しています。

2 本学交換留学の特色（教育研究活動の内容）

- ① 原則として1年間、協定先大学等の授業を履修し、語学力の向上及び専門知識を習得する。
- ② 多様な価値観を持つ人々との交流を通じてコミュニケーション力を身に着ける。
- ③ 本学の代表として、相手先大学に貢献できる事柄を自らが設定し、実践する。
- ④ 交換留学を通じて、自らの進路に寄与する目標設定を行う。
- ⑤ 留学を志す在学生に対して自身の経験を伝えることにより、次世代育成に貢献する。

3 出願資格

次の各項の全てを満たす者。

- ① 本学の正規課程に在籍する学業成績優秀な学生で、留学期間中も本学に在籍している学生であること。
- ② 志望する派遣先大学が定める受入れ条件（語学や学業成績等の受入れ基準・学問分野など）を満たしていること
- ③ 入学時からの累積のGPAが2.0以上であること。

ただし、志望大学で定める語学の受入れ基準を満たしていない場合でも、2021年4月以降に受験した語学検定試験で以下の条件を満たした場合については、本試験の出願を認める。

(1) 英語圏交換留学，韓国交換留学（英語受験）

TOEFL iBT[®]（TOEFL iBT[®]Home Editionを含む）61点以上又はTOEFL ITP[®]500点以上のスコアを取得し、そのスコアレポートを出願締切日までに提出できること。

(2) 韓国交換留学（韓国語受験）

TOPIK[®]3級以上、ハングル能力検定[®]準2級以上又はKLAT[®]3級以上を有し、その証明を出願締切日までに提出できること。

(3) 中国語圏交換留学

HSK[®]2級以上又はTOCFL[®]基礎級以上を有し、その証明を出願締切日までに提出できること。

(4) ドイツ交換留学

TestDaF[®]レベル3以上、ゲーテ・ドイツ語検定試験[®]（Goethe-Zertifikat）A2以上、オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験[®]（ÖSD：Österreichisches Sprachdiplom Deutsch）A2以上又はドイツ語技能検定試験[®]（独検）3級以上を有し、その証明を出願締切日までに提出できること。

(5) フランス交換留学

DELFL・DALFL[®]A2以上、TCFL[®]A2以上又は実用フランス語技能検定[®]（仏検）準2級以上を有し、その証明を出願締切日までに提出できること。

【注意事項】

① 出願条件

(1) 対象となる学生、語学や学業成績等の受入れ基準、学問分野、新型コロナワクチン接種などの受入れ条件は派遣先大学によって異なります。学務部国際交流課（以下、国際交流課という）ホームページ（各交換留学のウェブサイト）に掲載してある各派遣先大学の概要を確認し、受入れ条件を満たす派遣先大学の中から志望大学を選んで出願してください。

※語学検定試験結果は、2021年4月以降に受験した試験で取得したものに限り認めません。

※今回、TOEFL iBT[®] Home Editionは、派遣先大学が取り扱いを認める場合、本年度試験に限り対象といたします。しかしながらTOEFL iBT[®] 及びTOEFL iBT[®] Home Editionの「My Best Score」を利用した出願は認めません。

※TOEFL ITP[®]のスコアは本学で実施したものに限り認めます。

※IELTS[®]はアカデミック・モジュールに限り認めます。

※今回、TOEIC[®] Listening & Reading IPテスト及びTOEIC[®] Listening & Reading IPテスト（オンライン）は、派遣先大学が取り扱いを認める場合、本年度試験に限り対象といたします。ただし、TOEIC[®] Listening & Reading IPテスト及びTOEIC[®] Listening & Reading IPテスト（オンライン）のスコアは本学で実施したものに限り認めます。

(2) 英語圏交換留学及び韓国交換留学（英語・韓国語受験）における追加募集への出願

英語圏交換留学及び韓国交換留学（英語・韓国語受験）において、4ページ「3 出願資格」のうち、②各志望大学が定める受入れ条件の中の語学受入れ基準を満たしていないものの、5ページただし書きの条件を満たした場合は、追加募集への出願として出願することが可能です（10ページ「8 追加募集」を参照）。

② 出願方法

募集プログラム（6ページ「4 募集プログラム」を参照）のプログラム区分ごとに異なります。7ページ「6 出願手続」の該当する区分の出願方法に従って行ってください。ただし、当該プログラムの選考試験後、交換留学生候補者として選出された場合は、他の交換留学プログラムに出願することはできません。また、同一期日に選考試験を行うため、以下の出願はできません。

- ・英語圏と韓国（韓国語受験）の重複出願
- ・韓国（英語受験）と韓国（韓国語受験）の重複出願
- ・中国語圏、ドイツ、フランスのいずれかの重複出願

なお、本部主催交換留学と学部主催プログラムの併願はできません。

③ 通信教育部の学生

通信教育部の学生は、通信教育部内での選考を事前に受ける必要があります。このため、通信教育部の学生が国際交流課に直接出願することはできません。また、通信教育部内の出願締切日は本募集要項よりも前に設定されていますので、ご注意ください。詳細については、通信教育部教務課に確認してください。

4 募集プログラム

派遣先大学及び募集人数は2022年8月以降、以下のウェブサイトですら順次更新します。

（プログラム区分）

英語圏交換留学・韓国交換留学（英語受験）

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/english/

韓国交換留学（韓国語受験）

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/korea/

中国語圏交換留学

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/chinese/

ドイツ交換留学

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/german/

フランス交換留学

https://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/france/

5 募集説明会

新型コロナウイルス感染症の影響により、募集説明会は学内限定としてオンラインで実施します。2022年8月上旬以降、以下のウェブサイトにはオンライン募集説明会へのリンクを掲載します。

<http://www.nihon-u.ac.jp/international/> (Google Chromeでのアクセスを推奨)

なお、オンライン募集説明会のウェブサイトには本学在籍学生のみアクセスが可能です。ログインにはNU-MailGのアカウントが必要となります。

6 出願手続

① 出願期間

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 英語圏・韓国 | 2022年9月30日（金）～2022年10月24日（月）13時（必着） |
| 中国語圏・ドイツ ・フランス | 2022年12月16日（金）～2023年1月16日（月）13時（必着） |

※出願期間終了後に届いた出願は、受け付けません。

② 提出先

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24
日本大学学務部国際交流課

③ 提出書類・提出方法

提出書類には、Webエントリーで送信するものと郵送（簡易書留）又は宅配便で提出するものがあります。持参による提出は受け付けません。

（★）印が付されているものは指定の書式があります。書式のダウンロードとWebエントリーの送信は、以下のウェブサイトから行ってください。

<http://www.nihon-u.ac.jp/international/>

Webエントリーで送信するもの（※エントリー時に、NU-MailGのアカウントが必要です。）

- (1) 氏名等の基本情報
- (2) 留学希望入力票（★）※英語圏交換留学・韓国交換留学（英語受験）出願者のみ提出
- (3) 課題レポート（★）
※作成方法もダウンロードし参照してください。
- (4) エントリーシート（★）

郵送（簡易書留）又は宅配便で提出するもの

※出願期間終了までに到着するよう時間指定すること。

※持参による提出は受け付けません。

- (1) 郵送提出書類チェックリスト（★）

- (2) 日本大学交換留学生申込書 (★)
- (3) 誓約書 (★) ※全てのページを提出すること。
- (4) 確認事項書 (★)
- (5) Webエントリー完了通知メールを印刷したもの
※提出書類の郵送 (簡易書留) 又は宅配便での提出前に上記ウェブサイトにてWebエントリーを完了させること。
- (6) 成績証明書 (和文: GPAが記載されているもの。2022年度前期までの成績が記載されているもの)
※「成績表」や「成績通知書」ではないことに注意すること。
※成績証明書の入手方法については、所属学部・研究科の教務課等に確認すること。なお、学部・研究科のホームページも確認のこと。
※大学院各課程 (修士, 博士前期, 博士後期, 博士, 専門職学位) の1年生は、前学歴の成績証明書を提出のこと。
※編入学者・転部者は、編入・転部直近で所属していた高等教育機関の成績証明書も併せて提出すること。

(7) 語学検定試験結果の写し

A 【英語圏交換留学・韓国交換留学 (英語受験) 】

- ・志望大学の受入れ基準を満たすスコアレポート (コピー) 又はTOEFL iBT[®]61点以上若しくはTOEFL ITP[®]500点以上のスコアレポート (コピー)。ただし、2021年4月以降に受験した語学検定試験で取得したものに限り。
 - ・TOEFL iBT[®]Home Editionは派遣先大学が取り扱いを認める場合のみ認める。
 - ・TOEFL iBT[®]及びTOEFL iBT[®]Home Editionの「My Best Score」を利用した出願は認めない。
 - ・TOEFL ITP[®]のスコアを提出する場合は、本学が実施したものに限り。
 - ・IELTS[®]はアカデミック・モジュールに限り。
 - ・TOEIC[®] Listening & Reading IPテスト及びTOEIC[®] Listening & Reading IPテスト (オンライン) は、派遣先大学が取り扱いを認める場合のみ認める。TOEIC[®] Listening & Reading IPテスト及びTOEIC[®] Listening & Reading IPテスト (オンライン) のスコアを提出する場合は本学が実施したものに限り。

B 【韓国交換留学 (韓国語受験) 】

- ・志望大学の受入れ基準を満たす語学検定試験結果の証明 (コピー) 又はTOPIK[®] 3級以上、ハングル能力検定[®]準2級以上若しくはKLAT 3級[®]以上の証明 (コピー)。ただし、2021年4月以降に受験した語学検定試験で取得したものに限り。

C 【中国語圏交換留学】

- ・志望大学の受入れ基準を満たす語学検定試験結果の証明 (コピー) 又はHSK[®] 2級以上若しくはTOCFL[®]基礎級以上の証明 (コピー)。ただし、2021年4月以降に受験した語学検定試験で取得したものに限り。

D 【ドイツ交換留学】

- ・志望大学の受入れ基準を満たす語学検定試験結果の証明 (コピー) 又はTestDaF[®]レベル3以上、ゲーテ・ドイツ語検定試験[®] (Goethe-Zertifikat) A2以上、オーストリア政府公

認ドイツ語能力検定試験[®]（ÖSD：Österreichisches Sprachdiplom Deutsch）A2以上若しくはドイツ語技能検定試験[®]（独検）3級以上の証明（コピー）。ただし、2021年4月以降に受験した語学検定試験で取得したものに限る。

E【フランス交換留学】

・志望大学の受入れ基準を満たす各種語学検定試験結果の証明（コピー）又はDELFL・DALFL[®] A2以上、TCFL[®]A2以上又は実用フランス語技能検定[®]（仏検）準2級以上の証明（コピー）。ただし、2021年4月以降に受験した語学検定試験で取得したものに限る。

(8) 2022年度後学期の履修登録一覧表

(9) 学生証（顔写真のある面）の写し（A4用紙縦使用）

(10) パスポート（顔写真のページ）の写し（A4用紙縦使用）

※複数の国籍を有する場合は、全ての国籍についてパスポートの写しを提出してください。

※パスポートを所持していない場合は、氏名と有している全ての国籍を記載したメモ（A4用紙縦使用）を提出してください。

(11) 既往歴、過去10年以内におけるメンタル面での通院歴に関する説明書類

※Webエントリー時に「あり」と回答した場合のみ提出してください。

(12) 新型コロナウイルス感染症が重症化するとされる既往歴や基礎疾患に関する説明書類

※厚生労働省サイトの「新型コロナウイルス感染症について」中の「新型コロナウイルス感染症の”いま”に関する11の知識」に記載されている、新型コロナウイルス感染症が重症化するとされる既往歴や基礎疾患がある場合は、その状況を記載したメモ（A4用紙縦使用）や、診断書の写し等を提出してください。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※Webエントリー時に「あり」と回答した場合のみ、提出してください。

(13) 必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります。その場合は別途、指示に従ってください。

④ 誓約書

交換留学生には、派遣先大学が求める要件を満たし、本プログラムの特色を把握するだけでなく、自発的に物事を進める行動力や、決められた手続きを期限内に完了させる計画性・規律性など、十分な自覚と責任が求められます。このほか、参加にあたっての様々な前提条件があり、その内容を上記「誓約書」としてまとめていますので、よく理解したうえで出願してください。

国際交流課では、交換留学生候補者選出後、「誓約書」の内容を前提に準備を進めていきます。なお、「誓約書」は、保証人として本学に届け出ている方の同意と署名・押印が必要です。出願に先立ち、学生は、自分自身で保証人に誓約書の内容を説明し、交換留学への出願・参加への理解と同意を必ず得てください。

⑤ 辞 退

選考試験を通過し交換留学生候補者に選出された後は、本学が正当と認める理由以外での辞退はできません。辞退を希望する場合は、選考試験通過前（交換留学生候補者選出前）に国際交流課まで申し出てください。

7 選考試験

① 日 時

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 英語圏・韓国 | 2022年11月5日（土）（予備日：2022年11月12日（土）） |
| 中国語圏・ドイツ ・フランス | 2023年1月28日（土）（予備日：2023年2月4日（土）） |

※詳細は、出願締切り後に電子メールで通知します。

② 場 所

日本大学会館（市ヶ谷駅 徒歩3分）又はオンライン

※詳細は、出願締切り後に電子メールで通知します。

③ 試験内容

| | |
|-------------------|---|
| 英語圏 | 書類審査 面接試験（英語及び日本語） |
| 韓国 | 書類審査 面接試験（韓国語又は英語のいずれか1言語及び日本語） ※韓国語・英語の選択は出願時に行います |
| 中国語圏・ドイツ ・フランス | 書類審査 面接試験（各交換留学先言語及び日本語） |

④ 2段階選抜

- (1) 出願者が多数となった場合等において、2段階選抜を行なうことがあります。
- (2) 2段階選抜を行う場合、書類審査により第1段階選抜を行い、選抜された者のみが面接試験を受験することとなります。
- (3) 2段階選抜の有無については、出願締切り後に電子メールでお知らせします。
- (4) 2段階選抜を実施した場合、結果（第1段階選抜の合否）は電子メールにより通知します。

⑤ 結果通知

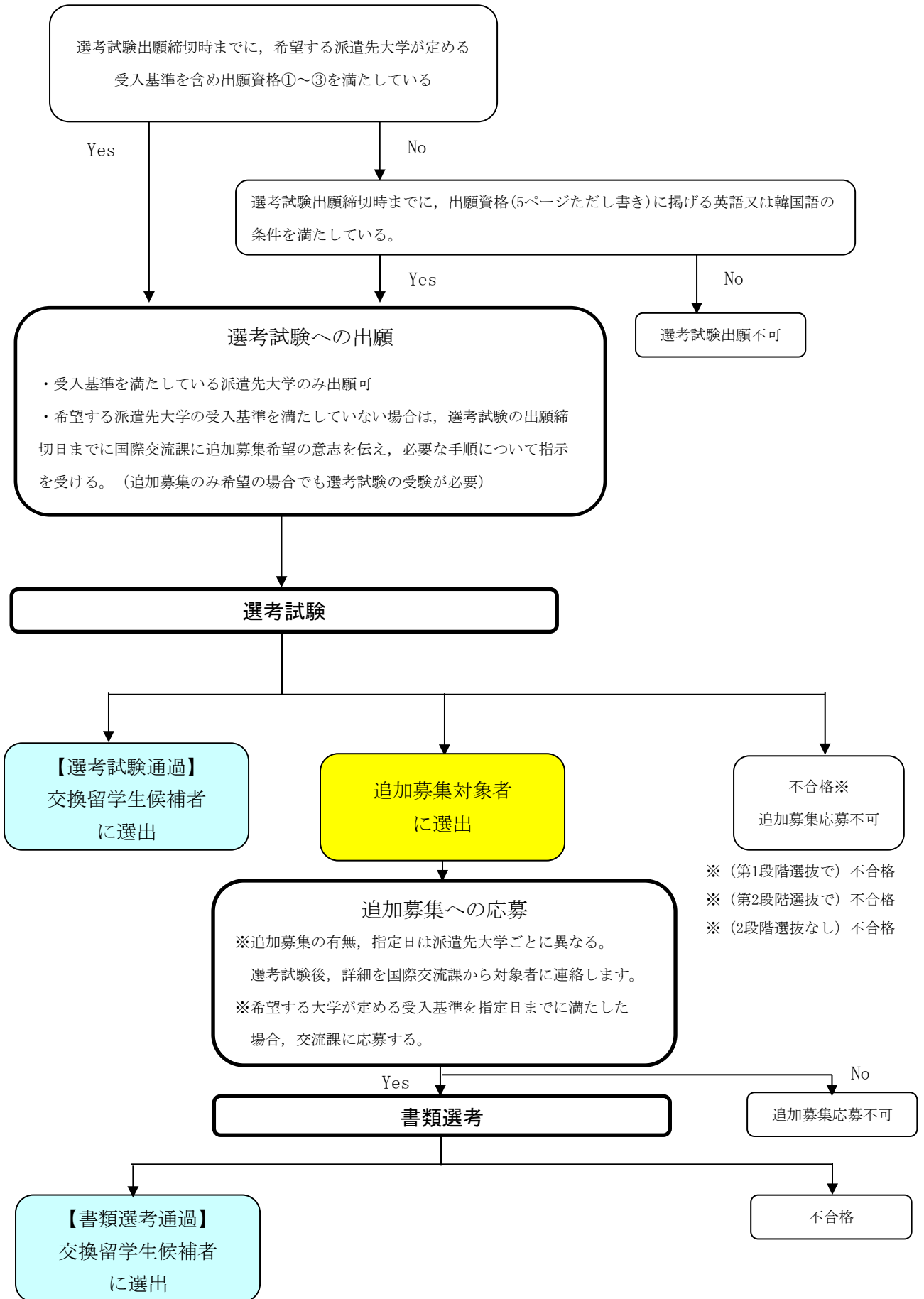
選考試験日から1か月以内に、郵送により通知します。

8 追加募集

英語圏交換留学及び韓国交換留学（英語・韓国語受験）について、募集定員に達しない場合等において、英語圏交換留学及び韓国交換留学（英語・韓国語受験）選考試験を受験し交換留学生候補者に選出されなかった（選考試験通過者とならなかった）学生を対象に、追加募集を行うことがあります。この場合、以下の事項に留意してください。

- ① 追加募集の選考は、選考試験（11月5日）の結果を基に書類選考により行います。したがって、追加募集に応募をするためには、選考試験を受験しておく必要があります。なお、2段階選抜を実施した場合、第1段階選抜を通過できなかった出願者は、追加募集に応募することはできません。
- ② 志望大学の受入基準を満たす語学検定試験結果の写しを、選考試験出願締切日までに提出できない場合は、その時点では当該大学について志望できないものとして、選考試験を受験することになります。この場合の詳細な申込み方法は、国際交流課までお問合せください。
- ③ 追加募集は、選考試験結果を踏まえて、定員の空き状況及び追加募集となる大学の申請締切日を考慮して設定されます。定員を充足した等の理由で追加募集を実施しない場合がありますので、ご承知おきください。なお、追加募集の対象大学及び応募締切日は追って対象学生宛に通知します。
- ④ 大学の交換留学生候補者に選出された場合、追加募集への応募はできません（一度交換留学生候補者として選出された大学を辞退することはできません）。
- ⑤ 追加募集への応募締切時に志望大学の受入れ基準を満たしていない場合には、追加募集への応募はできません。
- ⑥ 追加募集に応募予定の学生は、交換留学生候補者事前ガイダンス（12ページ「9 交換留学生候補者事前ガイダンス」を参照）に参加することが必要です。本ガイダンスに出席しない場合には、理由の如何を問わず追加募集への応募資格を失いますのでご承知おきください。
- ⑦ 追加募集への応募の際、語種の変更（英語⇔韓国語）は認めません。

《参考》追加募集応募の流れ



9 交換留学生候補者事前ガイダンス

英語圏・韓国交換留学選考試験通過者（交換留学生候補者）は、以下のガイダンスの全てに必ず出席していただきます。

追加募集対象者は、以下のガイダンスのうち、第1回及び指定する回のガイダンスに必ず出席していただきます。

中国語圏・ドイツ・フランス交換留学選考試験通過者（交換留学生候補者）は、以下のガイダンスのうち、第2回及び第3回のガイダンスに必ず出席していただきます。

① 日 時

【第1回】 2022年12月22日（木）9時半～16時（予定）

【第2回】 2023年3月3日（金）終日（予定）

【第3回】 2023年7月（予定）

② 場 所

日本大学会館（市ヶ谷駅 徒歩3分）又はオンライン

③ その他

派遣先大学ごとに、交換留学生候補者と国際交流課の面談を実施します。

10 交換留学に関する留意点

① 留学の中止

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大及びウクライナ情勢を含むその他世界情勢等により、本学が正常な交換留学の実施あるいは留学先での安全確保が困難であると判断した場合は、留学開始前のいかなる時点においても留学を中止する可能性があります。

また、留学開始後に同様の恐れが発生した場合は、留学を中止し、帰国要請及び命令を出し、速やかに帰国させる場合があります。この場合、可能な限り最短の日数で当該要請及び命令に従うことが義務づけられます。

これら留学中止に伴って発生する（した）経費は、全て学生・保証人の自己負担となります。

なお、交換留学生候補者選出後に本プログラムが中止になり、翌年度以降の留学を希望する場合には、再度選考試験の受験が求められます。

② 交換留学生の決定

選考試験通過者は「交換留学生候補者」となります。交換留学生候補者は派遣先大学への交換留学申請手続きを行った後、派遣先大学からの受入れ許可通知をもって正式に交換留学生に決定します。

なお、交換留学生候補者に選出後であっても、派遣先大学が受入れを認めない場合がある点を留意してください。この場合、それまでにかかった準備費用は学生・保証人の自己負担となります。

(派遣先大学が受入れを認めない場合の例)

- ・ 交換留学申請時まで本学の学業成績（GPA）が派遣先大学の要求するGPAを下回った場合
- ・ 派遣先大学が求める語学水準が選考試験後に上昇したことにより、基準を満たさなくなった場合
- ・ 派遣先大学（学部）に関連する科目を本学で受講していない場合
- ・ 派遣先大学が新型コロナワクチンの接種を新たに受入れの要件とした場合で、同ワクチンの接種を希望しない場合 等

③ 留学手続き

交換留学生候補者に選出された後の手続き（派遣先大学への出願、履修登録、住居の手配、パスポート及び査証（ビザ）の取得、新型コロナウイルス感染症陰性証明書、派遣先大学が新型コロナワクチンの接種を受入れの要件とした場合の新型コロナワクチン接種証明書の取得及び帰国時に必要な手続き等）は、各学生の責任の下、主体性をもって進めることが求められます。国際交流課が代行して手続きを行うものではないことを十分に理解したうえで出願願います。

④ 派遣先大学での学部・科目

交換留学生の派遣先大学における学部・研究科の受入れ可否及び科目の受講可否の最終決定権は、派遣先大学にあります。交換留学生が希望する学部・科目について、受入れ又は受講が認められないことがある旨、予めご承知おきください。

⑤ 単位認定、履修計画、卒業時期

各学期末に最終試験が行われ、派遣先大学から成績証明書が発行されます。

「派遣先大学で修得した単位が認定されるかどうか」など、帰国後の単位認定に関する取扱いは、各学部・研究科により異なります。単位認定の基本的な考え方は、派遣先大学において修得した科目の内容が、本学の在籍学科・専攻の授業科目で設置している授業と同様と考えられることから、本学で当該科目を修得したものとみなし、単位を付与するというものです。

したがって、学部課程であれば4年間（医歯薬系を除く学部課程）での卒業、博士前期課程であれば2年間での修了といった、最短修業年限での卒業・修了を考えている場合は、卒業・修了までの履修計画を立て、その中で、何年次に履修予定のどの科目を派遣先大学で取得し、帰国後単位認定が必要なのかを予め考えておかなければなりません。

そのためには、次の手順（(1)～(3)）を1周期として考え、留学前にこの手順を繰り返すことで、留学計画と卒業までの履修計画を立てていく必要があります。

- (1) 卒業までの履修計画（どの科目を履修するのか）を立てる。
- (2) どの派遣先大学であれば、履修を希望している科目を設置しているのかなどを、各大学のウェブサイトで調べる。
- (3) これらの情報をもって、所属学部・研究科の教務課等に単位認定の可能性を確認する。

履修計画の立案や卒業時期の確認は、所属学科・専攻ごとの履修規則及び教職課程等卒業後の資格等に係る履修規則等に基づいて行う必要があります。詳細は、学部・大学院要覧等を確認するとともに、所属学部・研究科の教務課等に確認するようにしてください。

なお、通年科目が主となる学部・研究科に所属し、夏から秋に出発する交換留学に参加する場合、出発年の前期及び帰国年の後期に本学で履修できる科目が限られますので、履修計画を立てる上で十分に注意してください。

⑥ 出発・帰国時期

出発・帰国時期は、派遣先大学での受入れ期間に基づき本学が決定します。出発は原則として派遣先大学のオリエンテーション等の直前となります。交換留学の全カリキュラムが終了した後は、査証（ビザ）の有効期限にかかわらず、必ず7日以内に日本に帰国しなければなりません。

⑦ 交換留学で発生する主な費用

世界的な物価高及び為替相場の変動の影響を受け、交換留学に伴う費用が高騰する可能性があります。このため、交換留学に関する資金は十分余裕をもって準備してください。

(1) 授業料

留学期間中の所属学部・研究科の授業料は、留学生在籍料として定められた額を納付するのみにとなります。また、派遣先大学の授業料は、協定に基づき全額免除されます。

(2) 安全管理費用（海外旅行保険、危機管理サポートサービス及び派遣先大学指定の保険等）

交換留学を安全に実施するため、本学指定の海外旅行保険（2022年度実績：25～30万円程度。期間や保障内容による。）及び危機管理サポートサービス（2022年度実績：2～3万円程度）に加入していただきます。また、派遣先大学が指定する保険及び在留許可を得るために必要な保険（数万円程度）にも、加入が義務づけられています。これらの費用は全て学生・保証人の自己負担となります。なお、渡航期間中は、緊急の連絡を取ることができる手段（スマートフォン等及びPC等の端末）の所持を義務付けます。

(3) 現地で発生する費用

交換留学期間中は宿舍費、食費、実習費用、施設使用料、学生団体登録料、保険費用、教材費、通信費、その他生活費（交際費を含む）等が学生・保証人の自己負担となります。現地で発生する費用の目安は各派遣先大学の概要に記載していますが、ただし、状況により実際に掛かる費用と大きく異なる可能性もあります。現地で発生する費用の詳細は、各派遣先大学や現地行政機関の留学支援窓口等のホームページなどにより確認してください。

(4) 渡航関係費用

留学先へ渡航するための航空券代及び査証（ビザ）、健康診断書、成績証明書、銀行残高証明書等の申請費用等は全て学生・保証人の自己負担となります。また、新型コロナウイルス感染症陰性証明書の申請費用、派遣先大学が留学生受入れの要件とした場合の新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う費用（交通費等を含む）及び新型コロナウイルスワクチン接種証明書の申請費用等も全て学生・保証人の自己負担となります。

本プログラムでは派遣先大学の試験等終了後7日以内に日本へ帰着することとしていること及び留学中の安全管理の観点から、留学期間中有効で、帰国日の変更が可能な航空券を購入していただきます（2022年度実績：韓国10～15万円程度、アメリカ・ヨーロッパ40～65万円程度）。いわゆる格安航空券は利用できません。航空券の手配は、本学が認めた渡航計画に基づき本学指定の旅行代理店が行いますので、個人で手配を行うことはできません。

(5) 帰国関係費用

帰国時において派遣先国出国前の検査証明、公共交通機関の不利用及び自宅等での待機等の措置が求められる可能性があります。こうした措置に伴う費用（派遣先国出国前72時間以内の検査証明の取得費用、帰国時に求められる公共交通機関不利用及び自宅等待機に伴って生じる交通機関確保費用及び自宅以外に待機用宿舎を借りた場合の費用・食事代等）は、全て学生・保証人の自己負担となります。

(6) 留学の中止、延期及び留学中止等による帰国関係費用

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大及びウクライナ情勢を含むその他世界情勢等により、本学が正常な交換留学の実施あるいは留学先での安全確保が困難であると判断した場合は、選考試験終了後でも留学を中止・延期する可能性があります。また、留学開始後に同様の恐れが発生した場合は、留学を中止し速やかに帰国させる場合があります。これら留学の中止、延期及び留学中止等による帰国等に伴い発生する（した）経費は全て学生・保証人の自己負担となります。

⑧ 奨学金

交換留学生には、成田空港又は羽田空港から派遣先大学の最寄りの空港までのエコノミークラス往復航空運賃相当額の一部を補助すべく、奨学金を支給します。

奨学金額は、下記A・B・Cの地域区分によります。

A区分（北米・欧州地域）：10万円

B区分（A区分及びC区分を除いた地域）：7万円

C区分（アジア地域）：5万円

※金額は本学の決定に基づき、変更される可能性があります（以下の金額は2022年度参考）。

⑨ 安全管理と状況報告

留学期間中には、自然災害（悪天候・地震・津波等）、治安悪化（戦争・紛争・テロ・暴動等）、事件（犯罪・誘拐・行方不明等）、事故（交通事故・火災等）、怪我、病気（感染症・精神疾患等）などのリスクがあります。こうしたリスクに対しては、「自らの安全は自ら守る」を基本原則として対応する必要があります。

このため、留学中は外務省（現地在外公館を含む）発出情報及び渡航先行政機関発出情報、派遣先大学発出情報等を常に受信するように努めつつ、その他の手段も活用して情報を収集し、リスクに対する対応策を計画・準備し、自分自身で安全管理を行ってください。この際、新型コロナウイルス感染症以外のリスクについても、1ページ「※新型コロナウイルス感染症の影響下における交換留学について」に記載している事項を参考に、情報の収集、

対応策の計画・準備を行い、必要な行動を主体的に取ることが求められます。また、定期的に本学へ留学状況を報告していただきます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の今後の伝播状況や世界各国各地域での社会秩序の変容の推移により、安否確認などの頻繁な情報交換や留学中止などの緊急連絡を行う可能性があります。したがって、留学中は常に発着信できるスマートフォン等及びPC等の端末を持参してください。

⑩ 報告書、今後の募集活動協力

交換留学終了時に、報告書及び派遣先大学の成績証明書を提出していただきます。

また、今後の交換・派遣留学生募集活動に経験者として協力することが必須となりますので、御承知おきください。

11 個人情報の取扱い

出願時に記入・入力いただいた氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス・生年月日等の個人情報は、交換留学の運営、これに付随する業務（通知、連絡、各種書類送付及び手続）及び国際交流課主催のプログラムにおいて利用します。それ以外の目的では使用いたしません。個人情報について、あらかじめ本人の同意を得ない限り、第三者には開示いたしません。ただし、法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要であると判断された場合で、本人の承諾を得ることが困難な場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

12 照会先

日本大学学務部国際交流課

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24

電話 03-5275-8116

E-mail int@nihon-u.ac.jp

<http://www.nihon-u.ac.jp/international/>

以上